事例No.	511
公表年度	H29
団体の属性	都道府県
団体名	沖縄県

事例区分	公営企業

タグ	・港湾整備事業 ・公共施設活用 ・歳入確保

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

港湾整備事業における指定管理者制度導入による取組み

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（平成29年８月号）

先進事例紹介



港湾整備事業における指定管理者制度の導入による取組み

沖縄県土木建築部港湾課

1．はじめに（宜野湾港マリーナの紹介など）

沖縄県は亜熱帯の島でコバルトブルーの海に囲まれ、琉球王朝時代を含め、独自の歴史文化に恵まれております。

また、宜野湾港マリーナが所在する宜野湾市は、かつて琉球王国・察度王の時代、琉球の根（ねたて）と呼ばれ、政治・経済・文化の中心であった地域であり、今日も沖縄県の中核を担う都市として発展し、沖縄本島の中部及び北部を結ぶ交通上の重要な地点に位置しております。

さて、宜野湾港マリーナは、沖縄本島中部の西海岸に位置し、宜野湾市をはじめ、浦添市及び那覇市の都市圏を擁する、沖縄県における最初の本格的なマリーナです。

宜野湾港は、1987 年（昭和 62 年）に沖縄県で開催された第 42 回国民体育大会（海邦国体）の夏季大会ヨット競技会場として、また国民体育大会後の県民の海洋性レクリエーションの拠点として整備するため、昭和 59 年 3 月 9 日に地方港湾として指定されました。

その後、第 6 次港湾整備 5 ヵ年計画から第 7 次港湾整備 5 ヵ年計画に基づいて整備が進められ、昭和 62 年 9 月に海邦国体のヨット競技会場として利用された後、昭和 63 年から県民の利用に供されました。その後、需要の増大に対応して施設の拡充が図られ、沖縄県における海洋性レクリエーションの拠点として利用されております。

本マリーナ周辺には、国際的なコンベンション施設である沖縄コンベンションセンター、プロ野球チームの春季キャンプ地である宜野湾市立野球場、日本一早い花火大会「琉球海炎祭」の会場である宜野湾海浜公園、（トロピカルビーチ、屋外劇場等）が隣接しております。これらの施設は、多彩なイベントの主会場として利用されており、県内でも有数のコンベンション・リゾートエリアを形成しております。

その他にも、アミューズメント施設やリゾートホテル等が近隣に多数進出しており、

沖縄本島中部におけるリゾート・イベントエリアの中核として着実な発展をみせています。

また、本マリーナの西方には、平成 26 年 3 月に新たな国立公園として指定された慶良間諸島があります。慶良間諸島は、多様なサンゴを擁するサンゴ礁生態系や、多島海景観をはじめとする多様な海域景観を有し、陸と海が一体となった雄大な景観を有する地域であり、ダイビングや冬場のホエールウォッチングなど、良質なクルージング拠点としての魅力を備えております。同地域は、本マリーナから船で約 1 時間程度の好位置にあり、本マリーナの魅力の一つとなっております。

さて、本マリーナの現在の収容可能艇数は、浮桟橋等の海上係留が 353 艇、陸上ボートヤードが 279 艇の計 632 艇であり、全体の収容率は約 80%

図１　宜野湾港マリーナ整備前の航空写真（昭和47年頃）



図２　宜野湾港マリーナ整備後の航空写真（平成19年頃）



となっております。浮桟橋には給電・給水が可能なパワーポストがあり、施設内には 15 トンのマリーナクレーンや、給油施設など、船舶に必要な設備を備えております。また、現在、既存のマリーナクレーンに併設する形で 35 トンのマリーナクレーンを増設中であります。

2. 指定管理者制度を導入した取組みの背景

宜野湾港マリーナは、昭和 63 年の供用開始より、財団法人沖縄県公園・スポーツ振興協会へ施設の管理委託を行っておりました。

指定管理者制度を導入する前は、新規利用者の開拓が行えない等、償還財源となる施設使用料が伸び悩み、償還財源として一般会計からの繰入金を充当するなど苦しい経営状態が続いており、当該特別会計事業の経営改善と併せて効果的・効率的な行政サービスの提供が重要課題でありました。

その当時、本県における公の施設の管理については、地方公共団体や県が出資する一部の法人等に限られていましたが、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含むその他の団体も指定管理者として公の施設の管理を行うことができるようになりました。

同制度は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、公共サービスの向上と維持管理経費の節減を図ること等を目的としており、本県において公共マリーナへの同制度の導入について検討が行われました。その後、民間手法を導入して、より良い行政サービスの提供と経営の改善を図るため、平成 18 年度から同制度が導入されております。

3. 導入のねらいと効果

指定管理者制度の導入のねらいは、前述のとおり民間のノウハウを活用したより良い行政サービスの提供と、効率的な管理・運営手法による維持管理費の節減、使用者の需要を把握しながら不要不急の施設整備を抑制し、地方債の償還財源である施設使用料の確保を図ることにあります。

平成 18 年度の指定管理者制度導入後、現在は、第 5 期目の指定管理者である「美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体（構成企業：株式会社アイランドボート・街クリーン株式会社)」による民間のノウハウを活用した管理・運営が行われております。

指定管理者においては、これまでのマリーナ施設・類似施設等の管理実績で培った経験やノウハウを活用し、効率的な管理により経費の節減を図り、また、高度かつ専門的なマリーナの知識及び経験を有する人材を配置することで、より良いサービスの提供等に努めております。加えて、施設使用料に直結する海上及び陸上における保管収容艇数は、指定管理者独白の広報、宣伝活動等の努力もあり、着実に増加しております。

また県では、指定管理者による管理運営にあたり、新たな駐車場料金システムを導入し、構内の駐車施設を効率的に管理することで施設使用料収入確保の機会を増やす取組を行いました。

このような取組により、指定管理者制度導入前は、管理運営費約 5,000 万円弱に対して年間約 6,000 万円前後の施設使用料収入でありましたが、指定管理者制度導入後の平成 18 年度以降は、管理運営費がほぼ横ばいであるのに対し、

施設使用料収入は 1 億円を超えるまでに増加しています。なお、平成 28 年度の施設使用料収入は、約 1 億 8,000 万円弱となっております。

4. 今後の課題

今年は、宜野湾港マリーナの供用開始から 30 年目の節目を迎えます。現在、指定管理者とともに記念イベントの実施を企画中でありますが、その一方で、経年劣化により大規模修繕等を要する施設等も増えており、県財政当局との折衝を予定しております。

また、近年の船艇の大型化（カタマランヨット・マルチハルヨット等）に

表１　宜野湾港マリーナの収支推移表

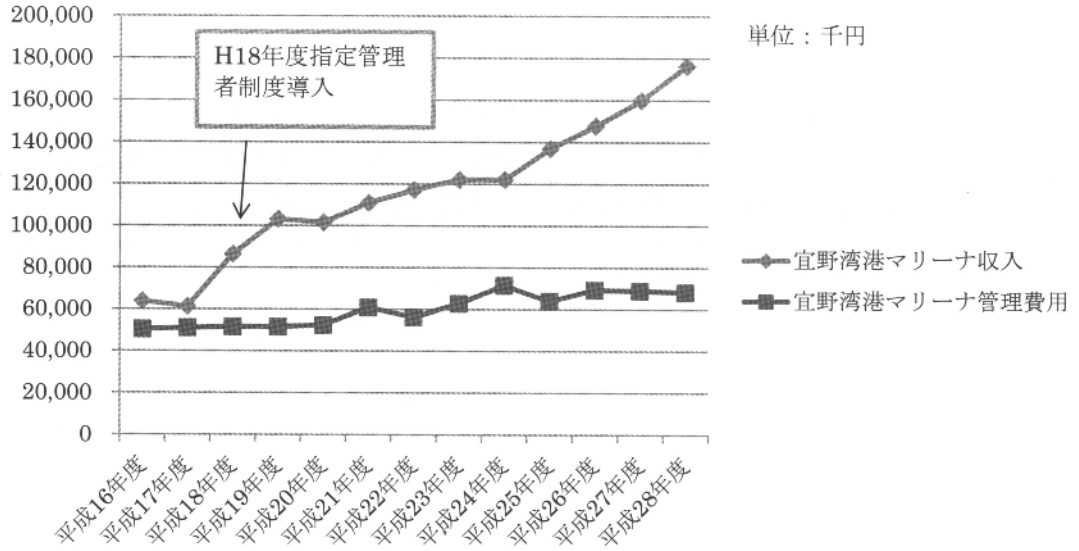


表２　宜野湾港マリーナ規模別収容艇数・施設使用料表

宜野湾港マリーナ

（1）規模別収容艇数

（単位：艇）

施設	船種	収容可能数（H18.4.1～）	H17年度 現在収容数	H17年度 現在収容率	収容可能数（H18.4.1～）	H18年度 現在収容数	H18年度 現在収容率	H18年度末 現在収容数	H18年度末 現在収容率	H24年度 現在収容数	H24年度 現在収容率	H25年度 現在収容数	H25年度 現在収容率	H26年度 現在収容数	H26年度 現在収容率	H27年度 現在収容数	H27年度 現在収容率	H28年度 現在収容数	H28年度 現在収容率	備考 類型
海上保留	大型				21	21	100.0%	20	95.2%	21	100.0%	27	128.6%	27	128.6%	14	66.7%	13	61.9%	大型（14m以上～）
	中型	100	83	83.0%	110	95	86.4%	84	76.4%	98	89.1%	99	90.0%	99	90.0%	98	89.1%	96	87.3%	中型（10m以上～14m未満）
	小型				222	104	46.8%	68	30.6%	123	55.4%	125	56.3%	131	59.0%	176	79.3%	187	84.2%	小型（10m未満）
	小計	100	83	83.0%	353	220	62.3%	172	48.7%	242	68.6%	251	71.1%	257	72.8%	288	81.6%	296	83.9%	
陸上保管	大型	184	142	77.2%	96	71	74.0%	56	58.3%	80	83.3%	77	80.2%	78	81.3%	56	58.3%	58	60.4%	大型（10m以下）
	小型				81	54	66.7%	48	59.3%	54	66.7%	60	74.1%	64	79.0%	90	111.1%	92	113.6%	中型（7m未満）
	小型特殊	0	0	0.0%	47	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	水上オートバイ
	ﾃﾞｨﾝｷｰ	33	67	203.0%	55	67	121.8%	55	100.0%	53	96.4%	35	63.6%	35	63.6%	23	41.8%	23	41.8%	長さ4m未満、幅1.6m未満
	小計	217	209	96.3%	279	192	68.8%	159	57.0%	187	67.0%	172	61.6%	177	63.4%	169	60.6%	173	62.0%	
合計		317	292	92.1%	632	412	65.2%	331	52.4%	429	67.9%	423	66.9%	434	68.7%	457	72.3%	469	74.2%	

（2）施設別の使用料収入内訳

（単位：円）

項目	H17年度	H18年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
係留権・泊地及び岸壁等使用料	収入内訳無し	85,681,267	107,970,837	121,437,964	130,077,032	136,106,092	148,341,383
揚降機使用料		124,030	199,390	133,450	195,320	220,320	192,780
クレーン使用料		502,880	890,310	998,280	1,289,840	1,568,840	1,705,340
貸出用船台 ボート大・中・小		41,310	285,700	259,090	311,630	298,070	390,980
貸出用船台 ヨット中・小		48,380	219,020	105,200	254,800	88,170	291,900
会議室使用料		2,205	26,145	11,655	73,800	42,444	130,248
駐車場使用料		84,300	11,830,200	13,237,800	14,558,100	19,978,800	19,509,900
更衣室及びシャワー使用料		20,850	217,050	183,000	265,110	267,200	290,400
給水施設使用料		182,700	83,250	104,700	128,490	121,600	188,800
給電施設使用料		263,030	109,060	110,580	170,940	164,600	239,000
給油施設使用料		49,155	259,115	337,997	276,539	716,586	1,507,369
艇庫使用料		0	0	24,150	138,132	373,140	596,160
合計	61,275,000	86,370,007	122,090,077	136,943,856	147,737,733	159,945,881	174,383,690

対応できるバースが備わっていないこと等から、新規艇を募集するためのスペースの確保が困難な状況にあり、拡張計画の検討が必要となっております。

5. おわりに

宜野湾港マリーナについては、指定管理者制度を活用することで民間のノウハウを活用した効率的・効果的な管理運営を行うことが可能となり、その結果として、一般会計からの繰入金を抑制することに繋がったものと考えております。

今後も、施設利用の更なる向上を目指し、第三者によるモニタリング調査を行うなど、利用者ニーズに応えるよう、指定管理者と共に日々努めていくこととしております。

6. その他

沖縄本島の東海岸に位置する中城湾港西原・与那原地区に、平成 28 年 7 月にオープンした「与那原マリーナ」についてもご紹介させていただきます。

本県の自立型経済の成長には、観光振興は重要な要素でありますが、沖縄観光において最も人気のある海洋性レジャー施設の多くが、冬期に北風の影響を受ける沖縄本島西海岸に一極的に集中しており、冬期のマリンレジャーに対応出来ていない現状がありました。

このような中、沖縄本島東海岸に位置する中城湾港西原・与那原地区は、冬期でもマリンスポーツを楽しむことができる国内有数の優れた海象環境を有していることから、東海岸における海洋性レジャーの拠点を創出することが検討され、与那原マリーナが整備されました。

本マリーナは、ヨット・プレジャーボート等を保管するための施設として、海上係留 66 艇（大型 32 艇、中型 34 艇)、陸置き 146 艇（小型 132 艇、中型 14 艇)、ディンギーヨット 30 艇、水上オートバイ 50 艇の保管ヤードや給電・給水・給油施設、電動ウィンチなどの設備、管理棟にはシャワー施設、研修室も備えており、東海岸でのクルージング、釣り、ダイビングなどのほか、ヨット競技等の冬季合宿としての活用も可能な施設となっております。

また近隣には、人工ビーチ、公園、パークゴルフ場等を有するクリード西原マリンパークや商業施設等も立地しており、アフタークルージングを楽しめるマリーナとして利活用されることについても期待しているところです。

加えて、中城湾港西原・与那原地区は、平成 27 年 5 月に大型 MICE 施設の建設が決まり、平成 32 年の供用開始に向けて着々と取組が進められており、今後、沖縄本島東海岸地域の魅力ある観光スポットになるものと注目されています。

最後となりますが、これら本県での取組が貴都道府県にお役に立てば幸いです。

図３　与那原マリーナ施設平面図

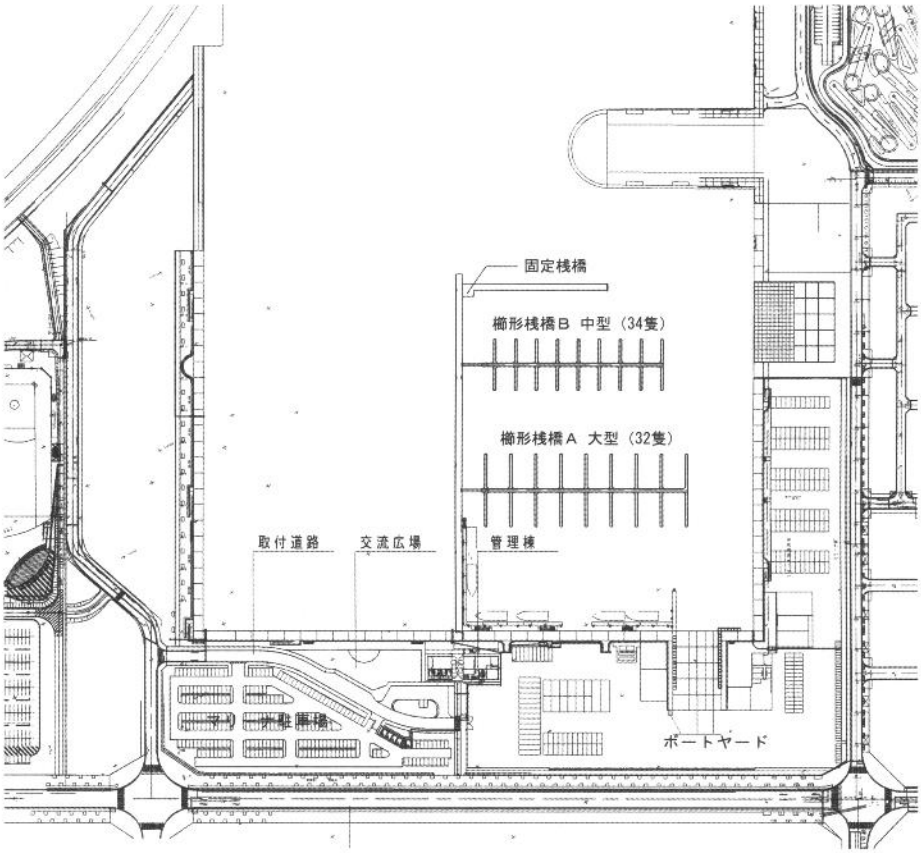


図４　与那原マリーナ整備後の航空写真（平成29年６月頃）

